

特技ボランティア

※令和4年10月1日時点で登録いただいている情報を掲載しています。詳細は社協までお問合せください。

活動形態	登録名 (個人名は —)	特技内容	必要時間
個人	—	アコーディオン演奏	60～90分
個人	—	ハーモニカ演奏	45分～
個人	—	ギター演奏	60～90分
個人	—	将棋相手	～120分程度
個人	みー先生のおかしな世界	お笑い腹話術マジックショー	30～60分
団体	大正琴幸の会	大正琴演奏	30～40分
団体	津軽三味線・竹勇会	津軽三味線演奏と民謡	30～60分
団体	蓮華会	津軽三味線演奏と民謡	30～60分
団体	和太鼓 飛翔・鼓桜	和太鼓演奏 (飛翔は大人、鼓桜は中高生グループ)	20～30分
団体	ボランティア労力ネットワーク	ヘアカット、着付け	60分～
団体	マンドリン・ギターアンサンブル 「もみじ」	マンドリン・ギターの合奏	40分～60分
団体	大宮マジッククラブ	ステージマジック、浪曲マジック、テーブルマジック	30～60分
団体	童謡 唱歌 懐メロを みんなで歌いましょう	スクリーンにプロジェクターで歌詞を映し 伴奏に合わせて歌を歌います	45～120分
団体	アンバー	ギター、ベースの演奏とトーク	50～60分
団体	はすだ自然学校	竹工作活動	60～120分
団体	フラ・ポーアリマ	フラダンス	30～60分
団体	慢性腰痛専門整体院TOKI	体操、講座、野外活動	60分～

令和4年度

保険のご案内

～安心して活動いただくために～

ボランティア活動保険 ¥350円～

ボランティア活動中の偶然の事故により

- ①ボランティア本人がケガした場合の「ケガの補償」
- ②ボランティアが他人の身体や財物に損害を与えたことによる「損害賠償責任の補償」

①②の補償をセットにした保険です。
※一部対象とならない活動があります。

ボランティア行幸用保険 ¥560円～

地域福祉活動やボランティア活動の一環として
行われる行幸作業中に

- ①行幸参加者が偶然の事故でケガをした場合の「ケガの補償」
- ②行幸主催者の過失により行幸参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行幸主催者が法律上の賠償責任を負った場合の「損害賠償責任の補償」

①②の補償をセットにした保険です。
※一部対象とならない活動があります。

お問い合わせはこちら！

【発行日】 令和4年11月17日

【お問合せ先】 社会福祉法人 蓮田市社会福祉協議会

〒349-0121 埼玉県蓮田市関山4-5-6

TEL 048-769-7111 / FAX 048-768-1815